

福岡医発第1521号(地)

平成20年10月20日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

施設基準の未届けによる算定について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成20年4月の改定により、手術の通則5及び6に掲げる手術につきましては、平成20年4月1日から施設基準の届出が再度新たに必要となっております。

もし、未届けの場合は手術の算定ができません。

このたび、本件につきまして、当該施設基準において未届け算定があった旨、九州厚生局より本会へ連絡がっております。

つきましては、関連する手術(別紙参照)を実施しておられる医療機関におかれましては、再度施設基準を自己点検いただき、未届け算定のないよう十分ご注意ください。貴会会員各位への周知徹底の程よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

○特掲診療料の施設基準等に関する通知

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続の取扱いについて」別添1 第79 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術

※医科点数表の解釈(平成20年4月版)1277～1278頁より

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
会 長 丸 山 泉

(K843-3 腹腔鏡下
小切開前立腺悪性
腫瘍手術)

(手術の通則 5 及び
6 に掲げる手術)

- (1) 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術に係る届出は、別添 2 の様式 62 及び様式 71 を用いること。
- (2) 泌尿器科を担当する医師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従、専任・非専任の別）及び勤務時間を、別添 2 の様式 4 を用いて提出すること。

第78の2 腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術

腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術の施設基準及び届出に関する事項は第76の2 腹腔鏡下小切開副腎摘出術の例による。

第79 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術

- 1 手術を受けるすべての患者に対して、当該手術の内容、合併症及び予後等を文書を用いて詳しく説明を行い、併せて、患者から要望のあった場合、その都度手術に関して十分な情報を提供すること。

- 2 患者への説明を要するすべての手術とは、手術の施設基準を設定されている手術だけではなく、当該医療機関において行われるすべての手術を対象とする。

なお、患者への説明は、図、画像、映像、模型等を用いて行うことも可能であるが、説明した内容については文書（書式様式は自由）で交付、診療録に添付するものであること。また、患者への説明が困難な状況にあつては、事後の説明又は家族等関係者に説明を行っても差し支えない。ただし、その旨を診療録に記載すること。

- 3 当該手術について、以下の区分ごとに前年（1月から12月）の手術件数を院内掲示すること。

(1) 区分1に分類される手術

ア 頭蓋内腫瘍摘出術等（頭蓋内腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍摘出術、経鼻的下垂体腫瘍摘出術、脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤流入血管クリッピング、脳動脈瘤頸部クリッピング、広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術、機能的定位脳手術、顕微鏡使用によるてんかん手術、脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）、脊髄刺激装置植込術及び脳神経手術（開頭して行うもの）をいう。）

イ 黄斑下手術等（黄斑下手術、硝子体茎頭微鏡下離断術、増殖性硝子体網膜症手術、眼窩内腫瘍摘出術（表在性）、眼窩内腫瘍摘出術（深在性）、眼窩悪性腫瘍手術、眼窩内異物除去術（表在性）、眼窩内異物除去術（深在性）、眼筋移動術、毛様体腫瘍切除術及び脈絡膜腫瘍切除術をいう。）

ウ 鼓室形成手術等（鼓室形成手術、内耳窓閉鎖術、経耳的聴神経腫瘍摘出術及び経迷路的内耳道開放術をいう。）

エ 肺悪性腫瘍手術等（肺悪性腫瘍手術、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術、肺切除術、胸壁悪性腫瘍摘出術、縦横胸膜、胸膜肺腫切除術（通常のものと胸腔鏡下のもの）、胸膜外肺皮剥皮術、胸腔鏡下膿胸腔搔爬術、膿胸腔有茎筋肉弁充填術、胸郭形成手術（膿胸手術の場合）及び気管支形成手術をいう。）

オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術

(2) 区分2に分類される手術

ア 靱帯断裂形成手術等（靱帯断裂形成手術、靱帯断裂形成手術（関節鏡下）、観血的関節授動術、骨悪性腫瘍手術及び脊椎、骨盤悪性腫瘍手術をいう。）

イ 水頭症手術等（水頭症手術、髄液シャント除去術、脳血管内手術及び経皮的脳血管形成術をいう。）

ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等（涙嚢鼻腔吻合術、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術及び上咽頭悪性腫瘍手術をいう。）

エ 尿道形成手術等（尿道下裂形成手術、陰茎形成術、前立腺悪性腫瘍手術、尿道上裂形成手術、尿道形成手術、経皮的尿路結石除去術、経皮的腎盂腫瘍切除術、膀胱単純摘除術及び膀胱悪性腫瘍手術（経尿道的手術を除く。）をいう。）

オ 角膜移植術

カ 肝切除術等（肝切除術，脾体尾部腫瘍切除術，脾頭部腫瘍切除術，骨盤内臓全摘術，胆管悪性腫瘍手術及び副腎悪性腫瘍手術をいう。）

キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等（子宮附属器悪性腫瘍手術（両側），卵管鏡下卵管形成術，膣壁悪性腫瘍手術，造膣術，膣閉鎖症術（拡張器利用によるものを除く。）及び女子外性器悪性腫瘍手術をいう。）

(3) 区分3に分類される手術

ア 上顎骨形成術等（顔面神経麻痺形成手術，上顎骨形成手術，頬骨変形治療骨折矯正術及び顔面多発骨折観血的手術をいう。）

イ 上顎骨悪性腫瘍手術等（耳下腺悪性腫瘍手術，上顎骨悪性腫瘍手術，喉頭，下咽頭悪性腫瘍手術，舌悪性腫瘍手術及び口腔，顎，顔面悪性腫瘍切除術をいう。）

ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）

エ 母指化手術等（自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管吻合付きのもの），神経血管吻合植皮術（手・足），母指化手術及び指移植手術をいう。）

オ 内反足手術等（内反足手術及び先天性気管狭窄症手術をいう。）

カ 食道切除再建術等（食道切除再建術，食道腫瘍摘出術（開胸又は開腹手術によるもの，腹腔鏡，縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの），食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの），食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの），食道切除後2次の再建術，食道裂孔ヘルニア手術及び腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術をいう。）

キ 同種死体腎移植術等（移植用腎採取術（生体），腹腔鏡下移植用腎採取術（生体），同種死体腎移植術及び生体腎移植術をいう。）

(4) その他の区分

ア 人工関節置換術

イ 1歳未満の乳児に対する先天性食道閉鎖症根治手術，胸腹裂孔ヘルニア手術，単心室又は三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術），大血管転位症手術，左心低形成症候群手術（ノルウッド手術），先天性胆道閉鎖症手術，肝切除術，鎖肛手術（仙骨会陰式及び腹会陰式並びに腹仙骨式），仙尾部奇形腫手術，副腎悪性腫瘍手術及び腎（尿管）悪性腫瘍手術（以下「乳児外科施設基準対象手術」という。）に関する施設基準

ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術

エ 冠動脈，大動脈バイパス移植術（人工心臓を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術

オ 経皮的冠動脈形成術，経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術

4 同種死体腎移植術等（移植用腎採取術（生体），腹腔鏡下移植用腎採取術（生体），同種死体腎移植術及び生体腎移植術をいう。）の実施に当たっては，臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン），世界保健機関「ヒト臓器移植に関する指針」，国際移植学会倫理指針，日本移植学会倫理指針，日本移植学会「生体腎移植実施までの手順」を遵守していること。

5 届出に関する事項

(1) 施設基準の届出は別添2の様式72を用いること。

(2) 届出に用いる手術の実施件数は，当該保険医療機関で1年間に行われた手術の件数であり，院内に掲示した手術件数と同じ数字を用いること。

(3) 同種死体腎移植術等（移植用腎採取術（生体），腹腔鏡下移植用腎採取術（生体），同種死体腎移植術及び生体腎移植術をいう。）の実施に当たっては，臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン），世界保健機関「ヒト臓器移植に関する指針」，国際移植学会倫理指針，日本移植学会倫理指針，日本移植学会「生体腎移植実施までの手順」を遵守する旨の文書（様式任意）を添付すること。